

岐阜県在宅療養あんしん病床確保事業

利用のご案内 令和8年度版

目的

本事業は在宅で療養している方が、体調の変化等により一時的に在宅での療養が困難になった場合に、かかりつけ医と受入医療機関が連携し、必要に応じて入院・治療を受けるための病床を確保し、入院から退院に至るまで多職種が連携・協働して支援する在宅療養後方支援体制の構築・強化を目指すものです。

※ 事前の患者情報登録制度については、令和5年3月31日をもって廃止いたしました。

【本事業の主旨：在宅療養を支える後方支援入院】

本事業は「急変・救急対応」ではなく、在宅療養を継続するための「生活支援型」の後方入院を主旨としています。レスパイト・在宅看取り・リハビリ・検査等、「急変ではないが在宅継続が困難になった状態」の受け皿です。

意識障害・骨折・急性心不全など緊急処置が必要な状態は、本事業ではなく救急外来等をご利用ください。

ご利用方法について

■ (1) かかりつけ医の登録

- ・ 本事業を利用する場合、かかりつけ医は「登録医」として事前に申請が必要です。
- ・ (様式2) かかりつけ医登録申請書を岐阜県医師会へ提出してください。
- ・ 登録完了後、(様式4) 登録医一覧に追加され、各受入医療機関に情報共有されます。

〔重要〕 実際に依頼を行う医師個人の氏名を登録してください

各担当医に事業の対象要件(救急用ではないこと等)を正しくご理解いただき、現場での入退院トラブルを未然に防ぐためです。(様式2)には、本事業を利用する可能性のある医師全員の氏名をご記入ください。

■ (2) 対象者

1. 在宅で療養中の65歳以上の者で訪問診療を受けている者
2. 40～64歳の要介護認定者
3. 介護保険によるショートステイの利用が困難な医療的ケアが必要な者
4. 登録医が特に認める者

■ (3) 利用目的

下記に該当するかは、登録医が判断します。

1. 病状増悪時の治療
2. 病状再評価
3. 家族支援(レスパイト等)
4. 在宅看取りのための支援(緩和ケア含む)
5. 医療器材の交換・調整
6. 検査・画像診断
7. リハビリテーション・機能評価

■ (4)利用の主な流れ(入院申請から退院支援まで)

①	受入先の選択	登録医	緊急ではないが入院が必要と判断した場合、 → 受入医療機関一覧(様式3)から依頼先を選択する
②	入院申請	登録医 → 受入医療機関	事前に電話連絡の上、入院申請書(様式5)を FAX 送信
③	入院日調整	受入医療機関 → 登録医・ケアマネ	病床状況を確認し、入院可否・日時を登録医・ケアマネジャーへ連絡する
④	情報提供	ケアマネジャー → 受入医療機関	・在宅療養中の患者情報(入院時情報提供シート等)を提供する ・介護サービスの一時停止を各事業所へ連絡する
⑤	入院報告	受入医療機関 → 岐阜県医師会	入院後1週間以内に様式5の入院承諾欄に署名・記入し 岐阜県医師会へ FAX 提出する
⑥	退院支援	受入医療機関 → 多職種・登録医	・多職種による退院前カンファレンスを実施(オンライン可) ・退院後も円滑に在宅療養へ移行できるよう、登録医へ診療情報提供書・看護サマリ等を速やかに提供する ※退院前カンファレンスが実施できない場合は、診療情報提供書等で情報共有する
⑦	在宅復帰決定	登録医・病院担当医	退院・在宅復帰に向けた具体的な準備、または必要に応じた入院継続の方針を決定する

■ (5)入院体制確保料の支給について

(4)の⑤により受入医療機関から本会に提出された(様式5)入院申請書兼報告書をもって、以下の通り所定の金額が支払われます。

支給対象	支給額	備考
登録医(かかりつけ医)	5,000円	入院1回につき
受入医療機関(入院体制確保料)	10,000円	入院1回につき
受入医療機関(登録承諾謝金/窓口設置手数料)	10,000円	年1回(登録・維持に対して)

※ 在宅療養後方支援病院で A206 在宅患者緊急入院診療加算を算定した患者でも、本事業の入院体制確保料 10,000 円の支給対象となります(制度の併用が可能です)。

※ 確保料の支給には、受入医療機関から様式5の提出が必須です。A206 を算定する場合も様式5の提出をお願いします。

利用上の留意点

(1)	短期間の入院を想定しており、長期療養を目的とした入院には対応しておりません。
(2)	本事業の対象は、当日中の入院は不要ですが数日以内に入院が必要と判断される方です。意識障害や骨折など、救急処置を要する緊急の状態は対象外となりますので、その際は救急車を要請するか、救急外来を受診してください。
(3)	患者が複数回入院した場合は、3ヶ月に1回の入院までを本事業の対象とし、入院体制確保料が支払われます。
(4)	在宅医療を担当する医療機関(登録医)と、入院先の医療機関が同一(同一法人等、特別な関係を含む)である場合は、対象外となります。

(5)	入院申請は、登録医が受入医療機関に必ず事前に電話連絡の上、入院申請書(様式5)を FAX 送信してください。入院の日時については受入医療機関の病床状況により調整が必要な場合があります。
(6)	予算の上限に達した時点で本事業は終了となります。

受入医療機関の募集について

本事業の内容にご理解いただき、登録医の求めに応じて患者の入院を受け入れていただける受入医療機関の登録を募集しております。

■ 対象となる医療機関

区分	内容
病院	岐阜県内の全ての病院(病床機能を問わず登録可)
有床診療所	内科・外科・整形外科・小児科 (産婦人科・眼科・耳鼻科・精神科を除く)

■ 謝金(支援内容)について

区分	金額	支給頻度・条件
登録承諾謝金(窓口設置手数料)	10,000円	年1回(受入体制の維持に対して)
入院体制確保料	10,000円	入院1件あたり (調整・受入実績に対して)

■ 登録の流れ

- ・(様式1)受入医療機関登録承諾書に必要事項を記入し、岐阜県在宅医療推進センターへお送りください。
- ・登録完了後、(様式3)受入医療機関一覧に追加され、登録医へ情報共有されます。
- ・院内の医師・病棟師長・受付スタッフまで、事業の内容を共有してください(院内周知の徹底をお願いします)。

事業詳細・各種様式・お問い合わせ

<p>【各種様式・詳細情報】 岐阜県医師会はやぶさネット → 医療・介護関係の方 / 在宅医療への取り組み https://hayabusa.gifu.med.or.jp/</p>	<p>【お問い合わせ先】 岐阜県在宅医療推進センター 〒500-8510 岐阜市藪田南3丁目5-11 (岐阜県医師会事務局内) TEL:058-274-1111 FAX:058-271-1651</p>
---	--